

加美町小野田体育館・東部体育館 利用料金

1 小野田体育館

《R1. 10月～改訂》

(税込み)

利用区分	利用時間	午前	午後	夜間	全日
		(9:00～12:00)	(12:00～17:00)	(17:00～21:00)	(9:00～21:00)
アマチュアスポーツ利用		660円	1,100円	2,200円	3,300円
その他催しに利用		1,980円	3,300円	6,600円	9,900円

備考

- (1) 利用時間が本表に定める利用時間を超える場合において、その超える時間が午前9時以前のとき及び午後1時までのときは午前、午後6時までのときは午後、午後9時以降のときは夜間の利用料金の金額を時間割計算により算定するものとする。この場合において、超過時間が1時間に満たないときは、1時間に切り上げる。
- (2) 午前・午後及び午前9時以前の電気使用に関しては電気料を徴収しない。
夜間及び午後9時以降の電気料は、利用料金に含まれるので徴収しない。
- (3) 分割利用料金は、2分の1利用の場合は当該利用料金の2分の1の額とし、4分の1利用の場合は当該利用料金の4分の1の額とする。また、電気料もこれと同じとする。

2 小野田東部体育館

(税込み)

利用区分	利用時間	午前	午後	夜間	全日
		(9:00～12:00)	(12:00～17:00)	(17:00～21:00)	(9:00～21:00)
アマチュアスポーツ利用		460円	770円	1,540円	2,310円
その他催しに利用		1,380円	2,310円	4,620円	6,930円

備考

- (1) 利用時間が本表に定める利用時間を超える場合において、その超える時間が午前9時以前のとき及び午後1時までのときは午前、午後6時までのときは午後、午後9時以降のときは夜間の利用料金の金額を時間割計算により算定するものとする。この場合において、超過時間が1時間に満たないときは、1時間に切り上げる。
- (2) 午前・午後及び午前9時以前の電気使用に関しては、1時間160円の電気料を別途徴収する。
夜間及び午後9時以降の電気料は、利用料金に含まれるので徴収しない。
- (3) 分割利用料金は、2分の1利用の場合は当該利用料金の2分の1の額とし、4分の1利用の場合は当該利用料金の4分の1の額とする。また、電気料もこれと同じとする。

加美町小野田運動場・西部スポーツ公園 利用料金

《R1. 10月～改訂》

(税込み)

利用区分	午前	午後	午前・午後
多目的運動場	660円	880円	1,650円
テニスコート	550円	550円	1,100円
ゲートボール場	550円	550円	1,100円

備考

- (1) 入場料を徴収する場合は、当該利用料金の10倍の額とする。
- (2) 利用時間が本表に定める利用時間を超える場合において、その超える時間が午前9時以前のとき及び午後1時までのときは午前、午後6時までのときは午後、午後9時以降のときは夜間の利用料金の金額を時間割計算により算定するものとする。この場合において、超過時間が1時間に満たないときは、1時間に切り上げる。
- (3) 「午前」とは午前9時から正午まで、「午後」とは正午から午後5時まで、「夜間」とは午後5時から午後9時までをいう。